

資 料

（国際課税関係）

目 次

1. 租税条約ネットワークの拡充

- わが国の租税条約ネットワーク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 日英新租税条約の基本合意について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 日印租税条約改正交渉の基本合意について・・・・・・・・・・・・ 3

2. 租税条約上の情報交換規定に基づく情報収集手段の拡充

- 犯則調査目的の情報提供要請に基づく情報収集手段の整備・・・・・・・・ 4

3. 非永住者制度の適正化

- 非永住者制度の概要と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 非永住者制度の適用事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

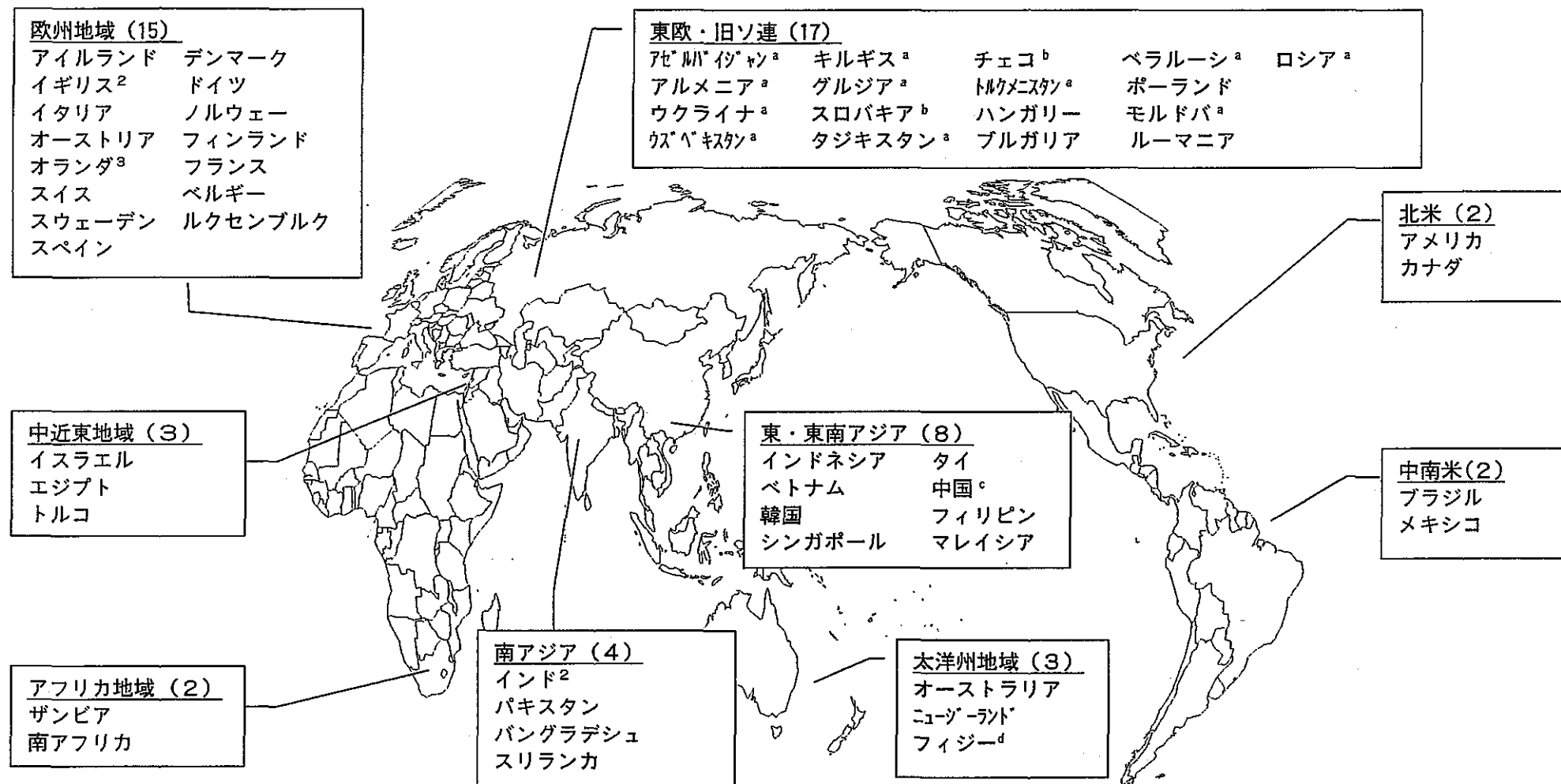
4. 条約上と国内法上との取扱いの差異を利用した租税回避の防止 ―今後の課題―

- 外国投資家（非居住者）に対する外国法人発行の社債の利子の課税・・・・・・・・ 8
- ダブル S P C スキームを利用した場合の社債の利子の課税・・・・・・・・ 9

1. 租税条約ネットワークの拡充

わが国の租税条約ネットワーク

(45 条約、56 カ国適用／平成 17 年 11 月現在)



- (注) 1. a 旧ソ連との条約が承継されている。 b 旧チェコ・スロバキアとの条約が承継されている。
 c 香港、マカオには適用されない。 d フィジーにはイギリスとの旧条約が承継されている。
 2. イギリス、インドとは条約改正につき基本合意に至っている。今後、両国政府部内における必要な
 手続を経た上で署名が行われ、国会での審議を経た上で発効することとなる。
 3. 現在オランダと条約改正交渉中のほか、近々正式交渉入りする予定の国が複数ある。

日英新租税条約の基本合意について

平成 16 年 11 月に交渉を開始した日英租税条約交渉について、今般、両国間で新条約に関して基本合意に達したところである。新条約においては、投資の収益に対する投資先国（源泉国）での課税が大幅に軽減されることにより、日英両国間の投資交流が一層促進されることが期待される。

1. 新条約の主なポイント

1) 投資所得の限度税率の引下げ

日米新租税条約同様、一定の親子間配当、金融機関等の受取利子、及び使用料について源泉国免税を導入

		現行条約	新条約
配当	親子間（持株要件）	10%（25%以上）	免税または 5%
	その他	15%	10%
利子		10%	免税（金融機関等） 10%（その他）
使用料		10%	免税

2) 条約濫用を防止する措置の導入

①「特典条項」の導入

第 3 国居住者が支配するペーパーカンパニー等への免税特典を制限するための措置

②匿名組合への適正な課税の確保

従来免税となっていた匿名組合を通じた所得に対する我が国課税権の確保

（参考）現行条約の沿革及び交渉の経緯

1) 現行租税条約は、1970 年(12 月)に発効【1980 年(10 月)に一部改正】

2) 交渉の経緯

第 1 回：平成 16 年 11 月 8 日～12 日（東京）

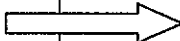
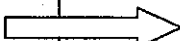
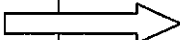
第 2 回：平成 17 年 5 月 26 日（東京）

日印租税条約改正交渉の基本合意について

日印租税条約改正交渉は、今般、議定書によって現行条約の内容を部分的に改めることで基本合意に達した。その内容は以下のとおりであり、日印両国間の投資交流が促進されることが期待される。

1. 改正のポイント

1) 投資所得の限度税率の引下げ（投資の収益に対する投資先国（源泉国）での課税を軽減）

	現行条約		改定後
配当	15%		10%
利子	10%（銀行） 15%（その他）		10%
使用料 技術上の役務に対する料金	20%		10%

2) みなし外国税額控除規定の削除

（注）みなし外国税額控除とは、開発途上国に投資している先進国の居住者が優遇措置により減免を受けた租税の額を開発途上国において納付したものとみなして、先進国の税額から控除することを認めるもの。

（参考）現行条約の沿革及び交渉の経緯

1) 現行租税条約は、1989 年(12 月)に発効

2) 交渉の経緯

第 1 回：平成 17 年 2 月 7 日～10 日（東京）

第 2 回：平成 17 年 7 月 11 日～15 日（東京）

第 3 回：平成 17 年 10 月 17 日（ニュー・デリー）

2. 租税条約上の情報交換規定に基づく情報収集手段の拡充

犯則調査目的の情報提供要請に基づく情報収集手続の整備

(背 景)

- 租税条約上の情報交換規定により、税法の適正な執行のために必要な情報を国内法制の範囲内で交換することとなっているが、近年、脱税等のいわゆる犯則事件調査のための情報交換の必要性に対する各国税務当局の認識が一層高まってきている。

【注】平成 17 年 5 月に OECD モデル条約の情報交換規定及びそのコメントリが改訂され、租税条約に基づく情報交換には犯則事件に関する情報も含まれることが明記された。

- わが国現行法上、相手国からの情報提供要請が犯則事件の調査を目的とする場合には、これに基づく情報収集は行うことができず、相手国への情報提供が困難である。

【注 1】犯則事件の調査とは、脱税等の租税犯につき、刑事告発を目的として行う調査手続である。これに対し、租税の徴収を目的とした一般的な課税事案の調査は純然たる行政手続である。

【注 2】相手国からの情報提供要請が犯則事件の調査を目的とする場合であっても、我が国にも課税利益があるときには、国内法の規定に基づく情報収集が可能である。

【注 3】相手国からの情報提供要請が一般的な課税事案の調査を目的とする場合には、我が国に課税利益がなくとも、租税条約実施特例法上、当該要請に基づく情報収集を行うことが可能（平成 15 年改正）

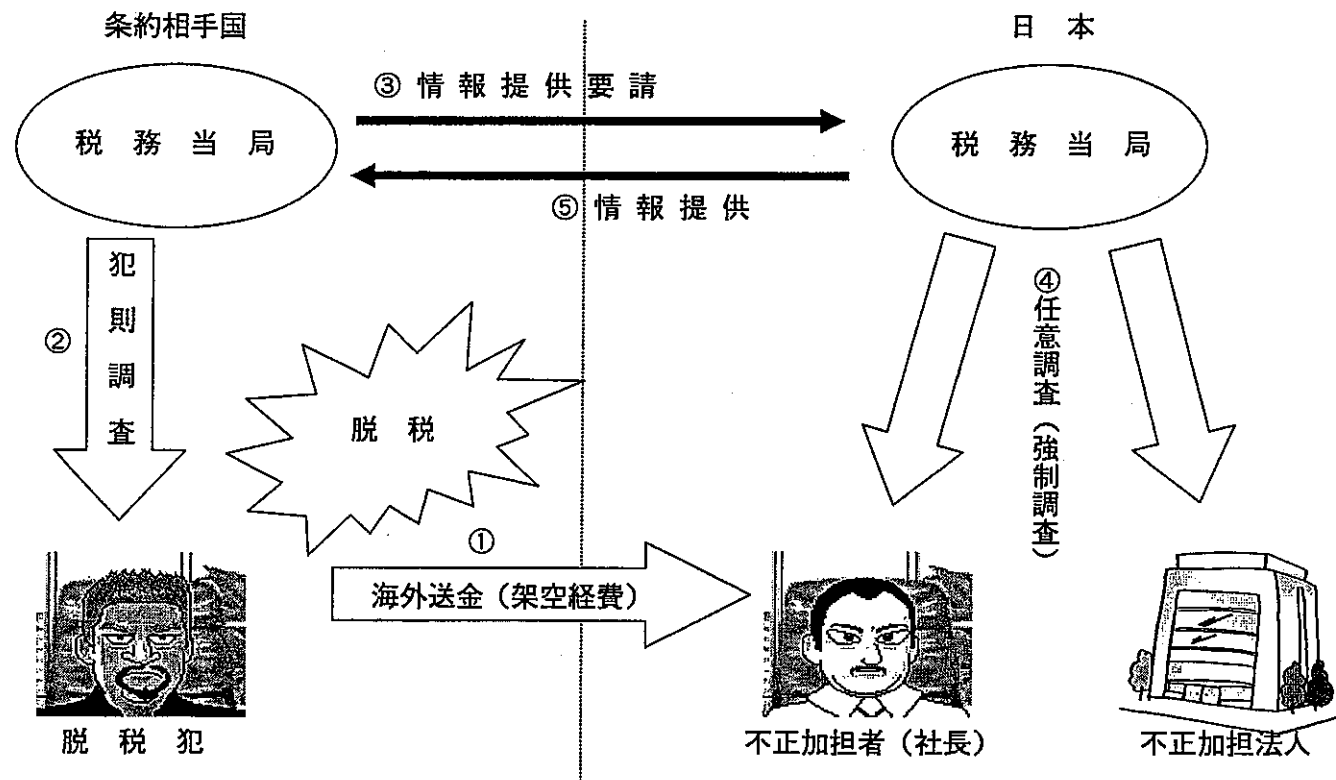
- このようなわが国の現状は、犯則事件に関する情報交換についての国際的潮流に反し、我が国税務当局に対する国際的信任が低下するおそれがある。

犯則調査目的の情報提供要請に基づく情報収集手続の整備

租税条約の情報交換規定に基づいて条約の相手国から当該相手国の犯則事件の調査に必要な情報の提供の要請があった場合に、収税官吏が任意調査（質問・検査・領置）をなし得ることとしてはどうか。

また、実効性を確保するために、あわせて、司法審査を経た上で、強制調査（臨検・搜索・差押）もできることとしてはどうか。

なお、租税条約に基づく情報交換は、相互主義が前提となっていることから、情報収集手続の整備を行うこととすれば、わが国からの情報提供要請の実効性も確保されるという効果が期待される。



3. 非永住者制度の適正化

非永住者制度の概要と位置づけ

- 非永住者制度は、沿革的には、昭和 25 年に居住外国人の非円貨所得に対する課税権が復活した際に導入された課税優遇措置を、昭和 32 年に恒久措置に組み替えたもの。
- 以後の制度の柱は、居住外国人のうち、国外に生活の拠点があり、一定の滞在期間後に出国する者について、わが国の課税範囲を一部制限することであった。
- 本制度は、居住者についての全世界所得課税の原則の例外となるものであるが、勤務形態のグローバル化が進む中で、国外に拠点を有する外国人にある程度の配慮を認めることは、一定の意義があるとの考え方に拠っている。

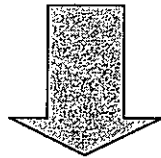
納税者の区分		課税所得の範囲
居住者	○ 国内に住所を有する個人 ○ 現在まで引き続き 1 年以上居所を有する個人	○ すべての所得（全世界所得）
非永住者	○ 国内に永住する意思（注）がなく、かつ、現在まで引き続いて 5 年以下の期間国内に住所又は居所を有する個人	○ 国内源泉所得 ○ 国外源泉所得（国内払い・国内送金分に限る）
非居住者	○ 居住者以外の個人	○ 国内源泉所得のみ

（注）①日本の国籍を有しない者、又は②日本の国籍のほか外国の国籍を有し、かつ、国内に永住する意思のない旨を表明した者は、国内に永住する意思がないものと推定する。

非永住者制度の適用事例

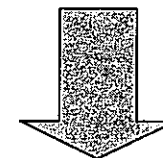
事例1

外資系企業に就職したA氏（日本国籍）は、国外で数年間勤務した後、日本企業に転職し、日本の自宅から通勤しているが、永住の意思がないとして非永住者制度の適用を受けている。



事例2

外資系金融機関の日本支店に勤めるB氏は、平成9年に来日した後、平成13年まで非永住者として申告していた。平成14年の途中にいったんアメリカに帰国した後、平成15年に再度来日し、平成15年からあらためて、非永住者制度の適用を受け始めている。



上記の事例の場合にも引き続き非永住者制度の適用を認めることが適當か？

4. 条約上と国内法上との取扱いの差異を利用した租税回避の防止 — 今後の課題 —

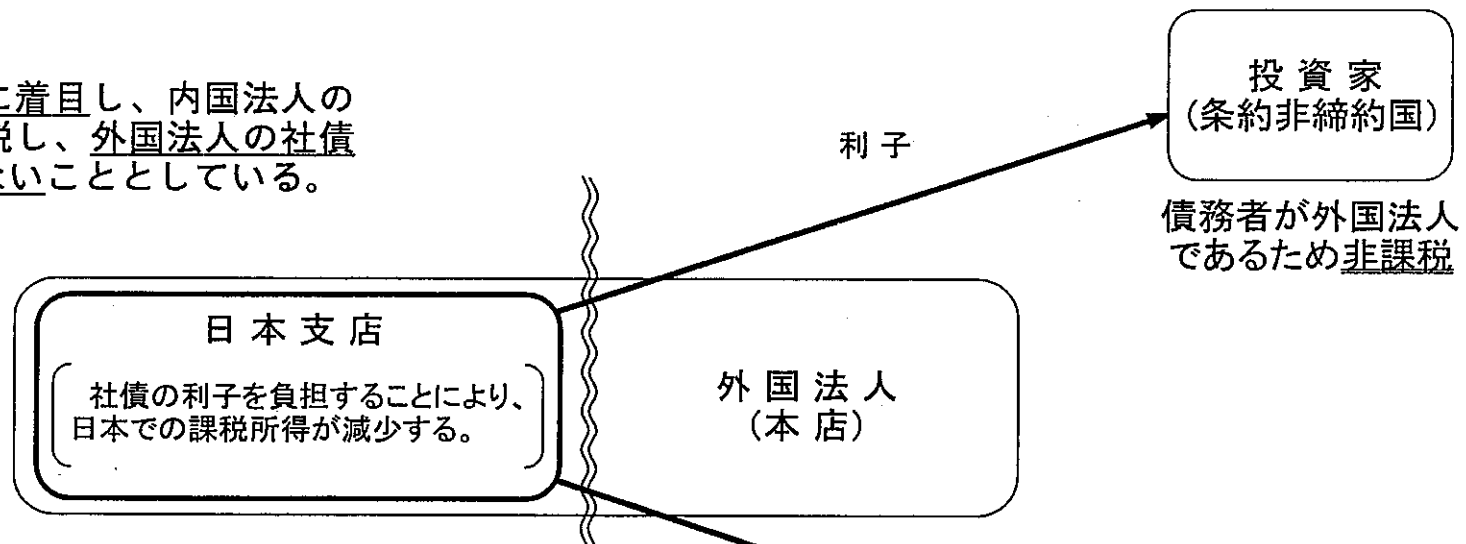
外国投資家(非居住者)に対する外国法人発行の社債の利子の課税

(日 本)

(外 国)

国内法

債務者が誰かに着目し、内国法人の社債の利子は課税し、外国法人の社債の利子は課税しないこととしている。



租税条約

調達した資金がどこで用いられているかに着目し、わが国で用いられた資金に係る利子（日本支店が負担する利子）は、わが国で課税することとしている。

ダブルSPCスキームを利用した場合の社債の利子の課税

